新料金体系について

1 簡易水道を県営水道の料金体系に統一

簡易水道の水道料金を県営水道の料金体系に統一します。水道料金の統一に 伴い、青根地区の定額制料金は従量制料金に移行します。

また、これまで簡易水道は、水道の用途(家事用、業務用、一時用など)に 応じた料金を採用していましたが、令和7年4月以降は、水道管の口径の大き さに応じた料金に移行します。

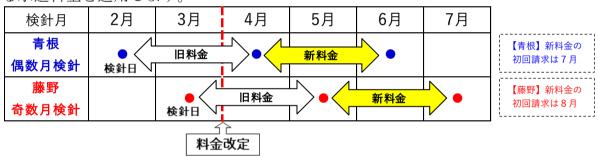
名称	料金改定前	料金改定後		
青根簡易水道	用途別・定額制料金			
牧野中央簡易水道及び		口径別・従量制料金		
葛原簡易水道	用途別・従量制料金			

2 改定の時期

令和7年4月1日から新料金体系を適用します。

(1) 令和7年3月31日以前から使用の場合

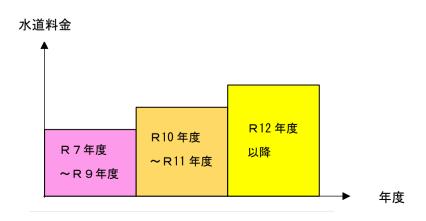
次の表のとおり、「青根(偶数月の検針)の使用者は5~6月の使用分」、「藤野(奇数月の検針)の使用者は6~7月の使用分」から新料金表による水道料金を適用します。



(2) 令和7年4月1日以降に使用を開始した場合 初回検針時から新料金表による水道料金を適用します。

3 激変緩和について

事業所等の大口使用者に配慮するため、5年間かけて段階的に水道料金を引き上げます。



例 青根地区の大口使用者(口径40mm・家事用)が2か月で

2, 000㎡使用した場合(2か月の料金・税込)

改定前	R7 年度	R10 年度	R12 年度以降
	~R9 年度	~R11 年度	
3,520円	482, 460 円	627, 330 円	772, 200 円

4 新料金表 (1か月・税抜)

【令和7年4月1日~令和10年3月31日】

口径		基本		従量料金(1㎡につき)	つき)							
(mm)		料金	5-8		9–15	16-20	21-30	31-50	51-100	101-300	301-1, 000	1, 001-
13-2	25	890	基本 水量 4 ㎡	18円	123円	134円	134円 180円 245円 (140円) (175円)		270円 (200円)	288円 (208円)	316円	403円
3	<mark>30</mark>	1, 300	基本	水量10㎡				(112,2)				
4	<mark>10</mark>	6, 000	基本水量30㎡							,	(226円)	(303円)
Ę	<mark>50</mark>	11, 500			į	基本水量50㎡						
7	<mark>75</mark>	27, 010	基本水量100㎡									
	※老人ホーム等の家事用使用者の場合、1,000㎡を超える分は316円(226円)とする											
公衆浴場		890	基本 水量 4 m 57円									

※()内料金は、口径 30mm以上の料金

【令和10年4月1日~令和12年3月31日】

口径	基本				従量料金(1 ㎡につき)						
口注	料金	5-8		9-15	16-20	21-30	31-50	51-100	101-300	301–1, 000	1, 001-
(mm)	(円)			• .•	10 20	2. 55	0.00	0.1.100			
13-25	890	基本 水量 4 ㎡	19円	138円	149円	ш і і і і і	265円 (230円)	290円 (255円)	313円 (273円)	341円	433円
30	1, 300	基本	水量10㎡				,,				
40	6, 000		基本水量30㎡							(296円)	(383円)
50	11, 500			į	基本水量50㎡						
75	27, 010				基本水量						
	※老人ホーム等の家事用使用者の場合、1,000㎡を超える分は341円(296円)とする										
公衆浴場	890	基本 水量 4 m 57円									

※()内料金は、口径 30mm以上の料金

【令和12年4月1日以降】

						ᄽᄝᄱ	A / a 31=	- + \			
口径	基本		従量料金(1 m ² につき)								
	料金	5-	-8	9-15	16-20	21-30	31-50	51-100	101-300	301-1, 000	1, 001-
(mm)	(円)										
13-25	890	基本 水量 4 ㎡	20円	153円	164円	220円	285円	310円	338円	366円	463円
30	1, 300	基本	水量10m								
40	6, 000			基本水量		00011	400[]				
50	11, 500			į							
75	27, 010										
			※老人	ホーム等の	家事用使用	者の場合、1	,000㎡を超	える分は36	6円とする		
公衆浴場	890	基本 水量 4 ㎡	水量 20円 57円								